

平成22年 2 月 9 日

西脇市長 來 住 壽 一 様

西脇市特別職報酬等審議会

会 長 竹 内 泰 彦

特別職及び議会の議員の報酬等の額について（答申）

平成22年 1 月12日 付え～0 3 7 で意見を求められたみだしのことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

答 申

1 特別職及び議会の議員の報酬等の額

(1) 報酬等の額

特別職及び議会の議員の報酬等の額については、次のとおり5%引き下げることが適当である。

	現行の 報酬等の月額	改定後の 報酬等の月額	引下げ額
市長	970,000円	921,000円	49,000円
副市長	790,000円	750,000円	40,000円
教育長	700,000円	665,000円	35,000円
議長	490,000円	465,000円	25,000円
副議長	430,000円	408,000円	22,000円
議員	390,000円	370,000円	20,000円

(2) 改定の実施時期

改定の実施時期については、平成22年4月1日とすることが適当である。

2 審議会開催状況

第1回審議会 平成22年1月12日

第2回審議会 平成22年1月29日

第3回審議会 平成22年2月9日

3 審議経過及び内容

平成22年1月12日、市長から特別職及び議会の議員の報酬等の額について諮問を受け、平成22年1月12日から3回にわたり、市民各層の代表としての自覚と責任のもとに、公平、不偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。

審議は、世界的な金融不安に続き、円高、デフレにより、国、地域とも経済・雇用情勢が厳しい状況下にあることを認識した上で、

県内各市、全国の人口、産業構造が類似した都市（類似団体）の報酬等の状況、これまでの人事院勧告や合併後の市の財政状況等も踏まえ、以下の論点を中心に進められた。

- (1) 特別職等の報酬等については、民間企業の賃金等も比較の要素とすべきとの意見もある。しかし、民間企業の賃金の決定には利益が大きな影響力を持つが、公務にあっては利益という概念はなじまず、民間企業と同じ方法によることは困難であるため、特別職等の報酬等の検討に当たっては、人口規模が同程度の自治体間の報酬等の比較や民間給与の調査に基づく人事院勧告などを拠り所に総合的に判断することが適切である。
- (2) 本市は、平成17年10月1日に旧西脇市と旧黒田庄町とが合併し、市域、人口ともに拡大し、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなっており、その職務と責任に見合う報酬等が求められるところであるが、報酬等の額は、類似団体（15団体）や県内の人口規模が同程度の各市（10市）と比較しても平均以上の水準で、決して低い水準ではない。
- (3) 議員の議員報酬については、社会情勢の動向や市民の意向を踏まえることが必要である。
- (4) 経済・雇用情勢は引き続き大変厳しい状況にあり、こうした状況における市民感情にも配慮しなければならない。
- (5) 当市の財政状況は、職員削減を含む行財政改革に下支えされており、財政指標は類似団体や県内の人口規模が同程度の各市と比較すると中位にあるものの、今後も財政運営は厳しい状況が続くと予想される。

このような観点から、報酬等の水準については、増額をする状況にはないというのが一致した見解であり、総合的に勘案した結果、引き下げることが妥当であると判断した。

次に引き下げ額についての意見交換を行ったが、報酬等については消費者物価指数を参考にする意見、据置とする意見から10%引き下げとする意見まで様々な意見が出された。また、期末手当の引き下げを併用する意見なども出されたが、最終的には、職務と責任の関係や近隣市との均衡など総合的な視点から、現時点では一律5%の引き下げが適当であると判断した。

4 附帯意見

西脇市を取り巻く社会、経済情勢は依然厳しい状況にあり、西脇市の財政運営にとっても明るい判断材料が見つからない中で、当審議会は特別職等の報酬等については、一律5%引き下げでの答申を行うこととしたものである。

加えて、今回の引き下げに当たっては、社会情勢の変化が著しい今日にあって、報酬等についても機敏に対応する必要があるとの判断から、2年ごとの報酬等審議会の開催を前提としていることを申し添える。

また、本来、当審議会が政治的判断に基づく特別職、議員の報酬等の自主減額のあり方について意見を述べることは適切ではないが、大幅な自主減額を行うことは、そのことが今後の行政運営や議会運営に参画する市民の間口を狭め、ひいては西脇市行政にとって好ましくない環境を作り出す可能性もあることから、当審議会としては附帯意見を付することとした。

市長、議員各位にあっては、当審議会の設置目的や答申の意義を十分認識され、仮に自主減額する場合であっても答申において示した5%引き下げの意を汲み、自主削減率は5%以内にとどめるようお願いするものである。さらに、このようにして生み出された財源については、市民にとって最も好ましい施策に有効に活用すべきであるというのが当審議会の一致した意見である。

5 おわりに

国、地域経済ともに先行きが不透明な状況にあり、地方主権が叫ばれる中、地域経営という視点で捉えるとき、地方自治の果たす役割は極めて重要なものとなっている。行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表としての市議会議員の果たすべき役割、職責はますます増大し、その手腕や議会活動に対してこれまで以上に市民の期待が寄せられている。

これらのことを充分認識され、今後とも市政の発展と市民福祉の向上のために、特別職、議員、職員が一丸となって市民の負託に応えられることをお願いするものである。

西脇市特別職等報酬審議会委員名簿

会 長	竹 内 泰 彦
副会長	浅 野 良 一
委 員	藤 井 良 己
委 員	齋 藤 太紀雄
委 員	藤 井 英 理
委 員	都 藤 博 文
委 員	長谷川 英 明
委 員	大 森 節 子
委 員	西 村 萬里子

平成22年 2 月 9 日

西脇市長 來 住 壽 一 様

西脇市特別職報酬等審議会

会 長 竹 内 泰 彦

特別職の職員で非常勤のものの報酬等について（回答）

平成22年 1 月12日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、下記のとおり回答します。

記

検討事項に対する意見

特別職の職員で非常勤のものの報酬等については、そのあり方が新聞紙上でも議論になっており、西脇市においてもこれまでの考え方をあらためて問い直す時期に来ている。

当審議会では、非常勤の特別職の報酬についても特別職等と同じく引き下げることが適切であると判断したが、社会通念上適切な報酬のあり方とは、勤務実態にあった報酬であり、そのような視点を持った改正を望むものである。

引き下げの率については原則として一律5%が適切であると判断したが、一方で専門的な知識が必要とされる非常勤の特別職にあつては、その専門性に応じた報酬の検討も必要である。

以上から、下記の事項について早急に検討されたい。

- (1) 原則として一律5%引き下げるものとする。
- (2) 勤務実態に合わせ、年額制、月額制から日額制へ移行を検討するものとする。
- (3) 半日額制の導入を進めるものとする。ただし、専門的な知識を有する学識経験者（大学教授、弁護士等）の報酬は、新たな規定を設け例外的な扱いも検討すること。
- (4) 消防団については据置とする。